

【重要なお知らせ】

制度要綱の変更により、対象・期間が大幅に拡充されました
～ より申請しやすく、支援対象期間・受付期間を拡大しました ～

新温泉町事業者賃上げ応援奨励金

円安、物価高騰、人材獲得競争の激化等により厳しい経営を強いられている状況においても、国が定める最低賃金の引上げ、採用競争力の強化、雇用の維持等のために賃金の引上げを実施する町内の事業者に対し、国の重点支援地方交付金を活用して、賃上げ応援奨励金を給付します。

要綱改定に伴う主な変更点（拡充内容）

1. 【対象期間の拡大】賃上げ対象期間の開始時期が前倒しになりました
【改定前】令和7年8月4日～ ➡ **【改定後】令和7年4月1日～**
(対象となる賃上げ実施期間を約4か月前倒し、拡大いたしました)
2. 【上限枠の撤廃】1事業者あたりの給付上限人数が撤廃されました
【改定前】従業員規模に応じた上限設定（最大35人／875,000円）
【改定後】上限を撤廃（要件を満たす対象従業員全員が給付対象）
3. 【受付期間の延長】申請受付期間が3か月延長されました
【改定前】令和8年9月30日 ➡ **【改定後】令和8年12月31日**
(申請受付期間を3か月延長いたしました)

【すでに申請をお済ませの事業者様へ】

制度改定前にすでに申請を完了された事業者様につきましては、申請状況により次のとおり対応いたしますのでご確認ください。

1. 上限人数に達していた場合
改定前の申請において給付上限人数に達しており、今回の改定により給付対象となる従業員が増加する事業者様には、役場より差額分を追加支給いたします。
2. 上限枠を考慮し、一部の従業員のみを申請されていた場合
上限枠が設定されていたために全従業員を申請せず、追加で申請を希望される場合は、追加分の対象従業員に係る関係書類をご提出いただくことで、全員分の奨励金の支給を受けることができます。詳細な手続きについては役場窓口までご相談ください。

裏面へ

○給付対象者

- (1) 町内に本店又は支店若しくは工場などがある中小企業
- (2) 町内に本店または住所がある個人事業主
- (3) 町内に主たる事務所がある一般社団法人（非営利型法人）、医療法人学校法人、社会福祉法人、公益法人、漁業協同組合、農業法人など

○対象従業員、給付金額など

	対象従業員	
従業員区分	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週 20 時間以上の勤務実績があり、かつ学生でない者)
賃金種別	基本給 (賞与・手当※3は除く)	時間給等※4 (賞与・手当※3は除く)
対象要件 (賃金関係)	賃金改定月の前月の基本給の額と比較して、下表の賃上げ率以上の引上げを行っていること	賃金改定月の前月の時間給等の額と比較して、下表の賃上げ率以上の引上げを行っていること
賃上げ率※5	2. 5 %以上	5 %以上
その他給付要件	(1) 引き上げ後の賃金を支給していること (2) 今後も事業を継続する意思があること (3) 町税を滞納していないこと	
対象従業員の住所	町内に住所を有する者	
賃上げ対象期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日	
給付額	25,000 円／人	
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日 ※予算上限に達し次第、受付終了となります	

- ※1 正規従業員 …… 雇用期間の定めがなく、厚生年金及び雇用保険に加入している従業員
- ※2 非正規従業員 …… 雇用保険に加入しているパート・アルバイト・契約社員・嘱託社員・派遣社員
- ※3 賞与・手当 …… 勤務成績、経営状況等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当
- ※4 時間給等 …… 時間給、日給、週給、月給、年俸
- ※5 賃上げ率は小数点第 2 位以下を切り捨てた数値で審査

○申請方法 次の書類を提出してください。

- 1 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
 - 2 個人事業主にあっては、事業年度の前年度の所得税の確定申告書及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
 - 3 新温泉町事業者賃上げ応援奨励金交付申請書（様式第 1 号）
 - 4 賃上げ率算定書（様式第 2 号）
 - 5 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
 - 6 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるものに限る。）の写し
 - 7 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し（非正規従業員のみ）
 - 8 完納証明書
 - 9 上記に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類
- ※申請書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。
申請書の送付を希望される方は、役場商工観光課にご連絡ください。

提出・問合せ先（申請窓口）

新温泉町役場 商工観光課 商工振興係 Tel 82-5625